

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

- ①水道機工株式会社(東京都世田谷区桜丘5-48-16)[1000006955]
- ②株式会社水機テクノス(東京都世田谷区桜丘5-48-16)[1000026181]

2. 資格登録停止措置の期間

- ①令和5年6月12日 ~ 令和5年12月11日(6ヶ月)
- ②令和5年6月12日 ~ 令和5年11月22日(4ヶ月+6週間)

3. 資格登録停止措置の地域

- 地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
- 地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域

4. 事実概要

当該資格登録者らは、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。

また同日、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止【水道機工(株)】22日間、【(株)水機テクノス】15日間)を受けた。

さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(指示)を受けた。

5. 資格停止措置理由

資格登録者である上記事業者らが、建設業法の規定に違反して、関東地方整備局長より監督処分を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第10号(建設業法違反)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)